

大庭台墓園のあり方の方向性について

大庭台墓園については、令和5年2月市議会厚生環境常任委員会において、新立体墓地及び合祀墓の一体的整備計画を合葬納骨壇からの改葬が必要となる合祀墓のみを建設する内容に変更することを報告し、今後の大庭台墓園のあり方の検討を早期に進めることとしていました。本年7月には、将来の墓地等に関するアンケート調査を行い、その結果を踏まえた大庭台墓園のあり方の方向性について検討を進めてまいりましたので、本委員会において報告するものです。

1 これまでの取組について

令和2年2月	厚生環境常任委員会において大庭台墓園立体墓地等の再整備に向けた取組について報告
令和3年2月	厚生環境常任委員会において大庭台墓園立体墓地再整備基本構想中間報告
3月	大庭台墓園立体墓地再整備基本構想策定
6月	厚生環境常任委員会において大庭台墓園立体墓地再整備基本構想最終報告
9月	補正予算常任委員会において基本設計・実施設計及び地質調査委託費計上
12月	基本設計業務着手（令和4年7月まで）
令和4年3月	地質調査業務着手（令和4年6月まで）
8月	実施設計業務着手（令和5年8月まで）
9月	厚生環境常任委員会において大庭台墓園立体墓地再整備事業の進捗状況について報告
令和5年2月	厚生環境常任委員会において大庭台墓園立体墓地再整備事業の検討状況について報告
令和5年3月	合祀墓建設に係る設計業務（令和6年2月まで）
令和6年9月	合祀墓建設工事着手（令和7年10月まで）
令和7年7月	将来の墓地等に関するアンケート実施
10月	合祀墓竣工

2 将来の墓地等に関するアンケート結果について

大庭台墓園立体墓地再整備事業の基本構想策定にあたり、令和2年3月に墓地に関する市民アンケートを実施していますが、コロナ禍を経て墓地・葬送に対する意識や考え方に変化が見られていること、また今後、中長期的な視点に立った大庭台墓園全体の整備を進めていく必要があることから、改めて市民の墓地需要の動向に関して、アンケートによる調査を実施いたしました。

アンケートは、市公式LINEによる配信（約10万6千人）、広報ふじさわへの掲載、また大庭台墓園管理事務所、藤沢市斎場、藤沢聖苑への配架を通じて行い、約1,900人から回答を得ることができました。その結果につきまして、一部を抜粋し考察を加えたものを資料2に、全編に渡る回答結果を資料3に記載しています。

3 今後の墓地のあり方の検討について

(1) 墓地需要を捉えた対応

今後本格化する多死社会において、市民の墓地需要に引き続き応えていくことは公営墓地の重要な役割であると捉えています。今後につきましては、従来型の墓地形態に対する需要が継続するとともに、世帯や家庭の事情等に応じて永代供養型の墓地形態への需要が高まっていくことが見込まれることから、従来型と永代供養型が共存する形の墓地運営を進めることが極めて重要であると考えています。さらに社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、中長期的な視点に立った公営墓地の整備を進めていく必要があります。

(2) 墓地整備の方向性

ア 既存墓地の対応

(ア) 普通墓地

- a 市民がより安価に墓地を購入できるよう、かつ時代に即した墓地への需要に応えられるよう、区画面積の細分化を図り、2平米程度のコンパクトな墓地の導入を検討します。
- b 再募集実施後、使用者が決まらなかった区画については、墓地を必要とする市民の利便性を高めるため通年募集の実施を検討します。

(イ) 芝生墓地

- a 芝生墓地は再募集においても応募数が多く人気が高いことから、引き続き返還区画の再募集を実施します。
- b 普通墓地同様に、2平米程度のコンパクトな墓地の導入を検討します。
- c 冬季に発生する芝生火災については引き続き対策を図ってまいります。

イ 新たな墓地形態の導入

(ア) 合祀墓への直接埋葬

本年10月末に完成した合祀墓は合葬納骨壇からの改葬のための施設ですが、今後は承継や管理の必要がない永代供養墓としての需要が高まることが想定されることから、運用方法の拡大を図り直接埋葬を受け入れることを検討します。また、芝生墓地や普通墓地の墓じまいによる遺骨の受入を行うことで、大庭台墓園内における墓地返還のサイクルが生まれ、再募集区画を増やせる効果が期待できます。

(イ) 合葬納骨壇の再募集

合葬納骨壇につきましては、合祀墓への改葬に伴い、今後約20年に渡り順次空き区画が生じることから、申込基準等を見直すとともに、適正な価格での再募集を行うことを検討します。

(ウ) 樹木葬等の永代供養墓の整備

樹木葬等の永代供養墓につきましては、供養のあり方の変化に伴い自然葬への需要が高まっていることを踏まえ、シンボルツリーやガーデンを配した区画等の整備について検討を進めます。

(エ) ペット墓地

ペット専用墓地とペットと一緒に入れる区画等の整備について検討を進めます。

ウ その他

(ア) 散骨

墓地、埋葬等に関する法律では、「埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行ってはならない」と定められており、散骨に関する明確な法の規定はありません。一方、自然葬への需要の拡大を受けて散骨を取り扱う民間事業者が増えていることもあり、国では散骨事業者向けのガイドラインを策定しています。散骨については、今回のアンケート結果で一定の需要があることが示されていますので、条例や規則等で実施方法や場所等を定めている自治体の例を参考に、本市における取扱方法について研究してまいります。

4 大庭台墓園管理事務所と市斎場のあり方について

大庭台墓園の敷地内には墓園管理事務所及び市斎場が立地しています。墓園管理事務所は開設から40年以上が経過し、施設・設備の経年劣化が見られることから、施設の全面的な改修が必要であると考えています。

また市斎場につきましても同時期開設の施設であることから、施設リニューアルと機能スリム化について検討してまいります。

今回のアンケートで市斎場利用の希望を聞いたところ、約半数弱が葬儀や法事での利用を希望すると回答しています。しかしながら、施設の老朽化が進んでいること、また市内には民間葬儀社が多数あり、自社ホールを備える事業者も多いことから、今後は通夜及び告別式の利用を終了させていただくことを検討しています。なお、大庭台墓園に墓地をお持ちの方は回忌法要等を執り行う機会が多いと認識していますので、墓園管理事務所の改修時には、法事用控室や食事室等の機能を併せ持った施設として整備することを検討してまいります。

5 安定的な墓地経営について

大庭台墓園の会計は墓地永代使用料と墓地管理料から成る特別会計予算で編成されています。令和5年8月に既存立体墓地の合葬納骨壇が、令和7年5月には普通納骨壇がそれぞれ完売となり、墓地の新規貸付はすべて終了しているため、当面の間、使用料収入は墓じまい等による返還墓地の再募集のみとなり、歳入の減少が見込まれることから、これまでご説明いたしました既存墓地の対応や新たな墓地形態の導入等の検討を早急に進めてまいります。

また、墓地使用者から納入される墓地管理料についても、本来賄うべきランニングコストに充足していない状況にあります。さらに、昨今の人件費や物価高騰等の影響も踏まえ、適正な料金設定への見直しを図る必要があると考えています。

以上

(事務担当 福祉部 福祉総務課)